

STEP 2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と 所得税の納税相談日

- 会場 役場3階305・306会議室
- 時間 午前9時～11時、午後1時～4時
※土・日曜日は閉庁となります。
- 日程 下表のとおり

日程	対象地区
2月16日(金)	石坂・鳩山団地
19日(月)	松ヶ丘一・二丁目
20日(火)	松ヶ丘三・四丁目
21日(水)	楓ヶ丘一・二丁目
22日(木)	楓ヶ丘三・四丁目
23日(金)	鳩ヶ丘一・二丁目
26日(月)	鳩ヶ丘三～五丁目
27日(火)	大橋・奥田
28日(水)	須江・竹本
3月1日(木)	泉井・高野倉
2日(金)	熊井
5日(月)	小用
6日(火)	大豆戸
7日(水)	赤沼
8日(木)	今宿
9日(金)	上記で都合のつかない方
12日(月)	※15日(木)はできるだけお避けください。
～15日(木)	



申告に必要なもの

- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 「マイナンバーカード」または「通知カード及び自動車運転免許証等の本人確認書類」の原本
- ※申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。
- 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類
- 事業(農業・営業など)及び不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
- ※収支内訳書は必ず計算してきてください。
- ※平成26年分申告から営業、農業、不動産などの事業をされている方は、事業の収支計算書の基となる帳簿の記録と保存が義務付けられました。
- 社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類
- ※医療費控除を受ける場合は、「医療費のお知らせ」または「領収額を医療を受けた人ごとに医療機関の支払日順に並べ、合計額を計算した明細書」を持参してください。
- 所得税の申告をされる方は本人名義の通帳及び金融機関にお届けの印鑑
- その他、必要と思われる書類(障害者手帳など)

ご注意 ◆最終日の3月15日(木)は、書類不足時に相談をお受けできなくなるほか、所得税の納期限であるため、できるだけ避けていただきますようお願いいたします。

◆町・県民税、所得税申告とも、申告書が完成して相談不要であり、控えも不要の方は、並ばずに待合室の提出箱にお入れください。(郵送での提出や、役場東出張所への提出も可能です。)

※町・県民税申告で控えが必要な方はお並びください。

◆平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として、各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付をすることとされています。確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税」の欄の記載漏れのないようご注意ください。

税務署の申告会場(東松山市民文化センター)で受付する申告

次のいずれかに該当する申告は、税務署の確定申告会場での申告が必要です。

- 1 譲渡所得(土地・株式など)の申告
※公共団体のみに土地を譲渡された方は、役場で申告ができます。
- 2 利子所得、配当所得、退職所得の申告
- 3 外国税額控除のある方
- 4 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 5 雑損控除の申告
- 6 青色申告や繰越損失の申告
- 7 消費税・贈与税の申告
- 8 死亡した納税義務者の収入の申告(準確定申告)
- 9 過年分に関する所得税の申告

10 その他複雑な内容の申告のある方

■開設期間・受付時間：2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)

※上記期間中は東松山税務署では申告相談を行っていません。

■税務署の申告会場：東松山市民文化センター(東松山市六軒町5-2)



特集

平成29年分税の申告などをご案内します 税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告受付が始まります。申告期限は3月15日(木)までですが、ご自身が申告をする必要があるのかや申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。

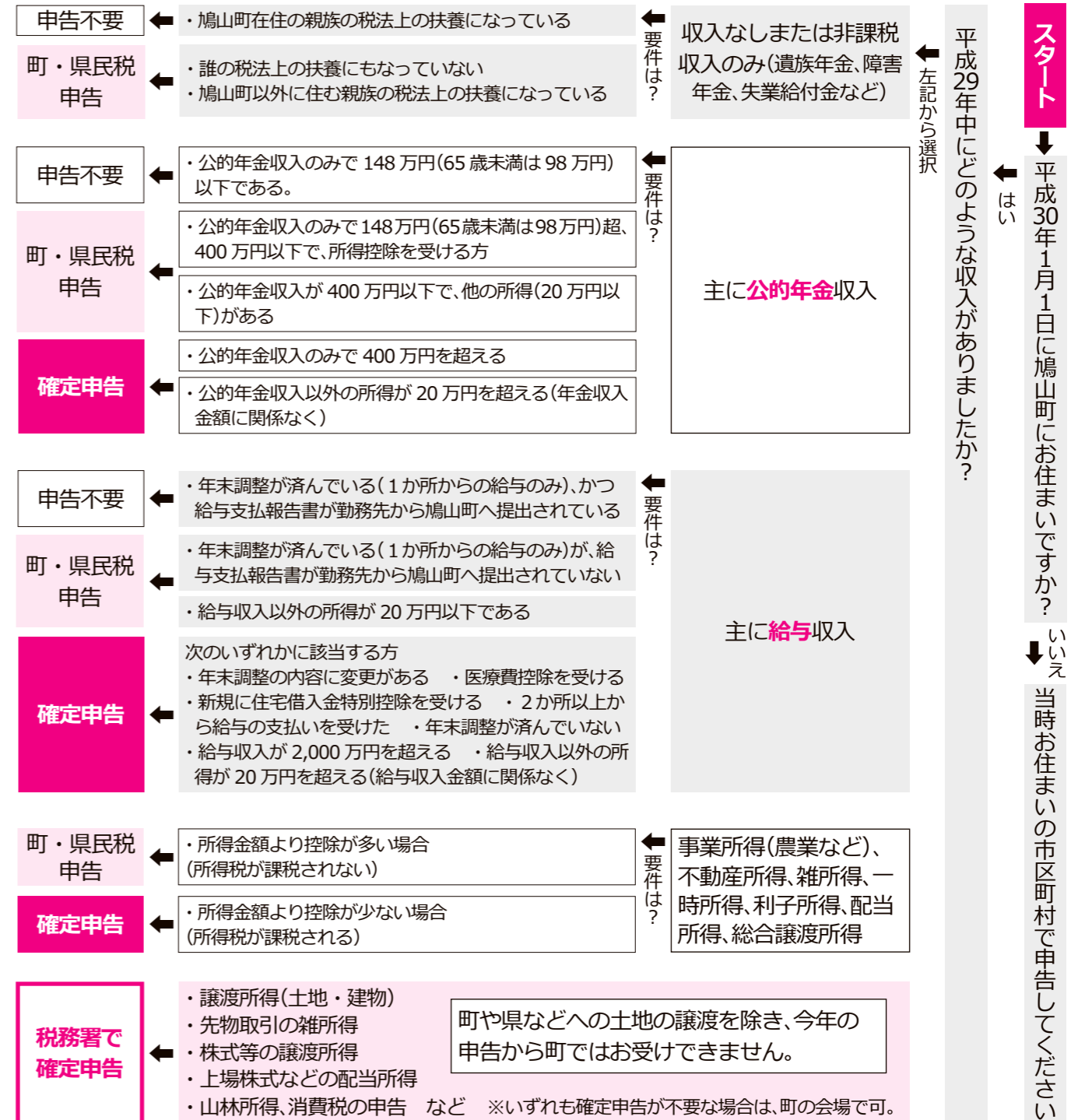
問合せ【町・県民税に関すること】役場税務課 ☎296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎0493-22-0990



STEP 1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

※納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

※申告不要の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険加入者がいる世帯は全員(平成29年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く)住民税申告をしてください。



税レポ

「租税教室」で小学生が 税の大切さを知る



社会科の授業で勉強している税金について、理解を深める出前講座となりました。

12月12日、社会科授業の一環で、今宿小学校6年生が町職員による「租税教室」に参加し、税金の大切さについて学びました。教室では、税金の種類や、学校のさまざまなものが税金でまかなわれていることや、税金がない世界を描いたDVDを見て、税金の大切さを学びました。

授業を受けた児童からは「税金の種類や使われ方など、知らないことがいっぱいあった」「税金は社会をより良くするためのものだ」と分かったなどの感想があがっていました。

税に関する作文表彰で 鳩中生2名が各賞を受賞



東松山税務署管内税務協議会では、租税教育の一環で、中高生を対象に毎年「税に関する作文」を募集しています。今年度は、中学生の応募作品1,182点の中から、鳩山中学校の山下心結さん(2年)の作文が鳩山町長賞に、西幅美来乃さん(2年)の作文が東松山地区納税貯蓄組合連合会長賞に選ばれました。

作文で、山下さんは、「税金による恩恵に感謝し、それに応えるために立派な大人になりたい」と誓いました。西幅さんは、「みんなが公平に負担し、幸せを求める制度のすばらしさを感じ、将来きちんと税を納める大人になりたい」と誓いました。

荻野修一さんが 東松山税務署長表彰を受賞

納税道義の高揚に功績があったとして、東松山地区青色申告会連合会の理事を務める荻野修一さん(今宿)が、平成29年度納税表彰で、東松山税務署長表彰を受賞しました。

ご利用ください 税の無料相談

税理士による所得税の還付無料相談

年収600万円以下の方を対象に、所得税の還付申告書の作成を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、ご案内する税理士事務所へおたずねください。

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年の途中で退職された方

期間 2月1日(木)～15日(木)
※2月23日(金)午前10時～午後4時に「税に関する無料相談」も行います。

申込・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局
☎0493-25-2670(月～金曜日。午前10時～午後3時)

個人事業所得に関する確定申告書作成相談

期間 3月15日(木)まで
※詳細は電話でご確認の上、ご利用ください。
問合せ 鳩山町商工会 ☎296-0591(月～金曜日。午前9時～午後4時)

手続きはお早めに 税務署での還付申告

東松山税務署では、医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告を、2月15日(木)まで受け付けています。受付期限間近は混雑しますので、お早めにお済ませください。

また、還付金の受け取りには、口座振込が便利です。振込口座はご本人名義の口座に限りますので、口座番号などを確認の上、東松山税務署へお越しください。

受付期間 1月4日(木)～2月15日(木) 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

問合せ 東松山税務署 ☎0493-22-0990



確定申告書は国税庁ホームページから 自宅等で作成できます

確定申告期間中は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅等で確定申告書などが作成できます。

利用方法 ①「作成コーナー」へアクセス ②申告書を作成 ③申告書を提出(書面提出の場合、印刷して郵送等で提出。e-Taxの場合、マイナンバーカード等の電子証明書及びICカードリーダーの用意が必要です。)

ご確認ください 税申告 Topics

1 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

国内で受け取る公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町・県民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

公的年金等の源泉徴収票が郵送されます

平成29年中に厚生年金や国民年金等から年金を受け取られた方に、『平成29年分公的年金等の源泉徴収票』が日本年金機構から送付されます。

日本年金機構からの発送の時期は1月中旬～下旬を予定しています。所得税の確定申告などをされる方は、申告の際に添付書類等として必要になりますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。再発行の手続きや源泉徴収票に関するご質問は、川越年金事務所(☎242-2657)か「ねんきんダイヤル」(☎0570-05-1165)まで。

2 医療費控除に関する明細書の提出が義務化

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。ただし、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書等は、従来どおり添付または提示が必要です。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

セルフメディケーション税制による医療費控除

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出、②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザ予防接種の領収書など)の提出または提示が必要です。

3 社会保険料控除の申告をお忘れなく

平成29年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

控除額は、特別徴収の方(年金からの徴収)は年金保険者発行の源泉徴収票で、普通徴収の方(個人納付)は領収書でご確認ください。口座振替の方は平成29年中に振替により納付した合計額となります。

介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、

医療費控除の対象となる場合があります(領収書に「対象」と記載されています)。また、介護保険法における要介護認定を受けた方は、申請により障害者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

問合せ 【介護・後期高齢者医療保険料】高齢者支援課 ☎296-1210 【国民健康保険税】税務課 ☎296-5892 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-058-555 (IP電話からは ☎03-6700-1144)

コラム ふるさと納税は本当にお得?

「ふるさと納税をしたらお肉やビールがもらえるからお得」などの言葉を耳にしますが、本当にそうでしょうか?

町民の皆さんへの行政サービスは町民税を財源として提供しています。「他の市町村にふるさと納税し、その分町民税を減額してください」という寄付金税額控除の申告をされると、皆さんに提供できるサービスも実は減ってしまいます。

この申告による平成29年度の町民税の減額は500万円を超えました。言い換えると、500万円分の事業が実施できなかったということになります。

ふるさと納税を検討するときは、皆さんにサービスとして返ってくる町民税についても、ちょっと立ち止まって考えてみませんか?

■問合せ：税務課 賦課担当 ☎296-5892